

ID: 176

担当部署: 地域整備課

処分の概要	社会福祉法人等の使用許可		
例規名 根拠条項	大河原町営住宅条例 第44条第1項		
例規番号	平成9年条例第20号		
【基準】			
第44条の規定による。 (使用許可)			
第44条 町長は、社会福祉法人その他法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。			
2 町長は、前項の許可に条件を付することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日